

山形県建設DX推進戦略における目標指標の考え方について

1 整備 DX

目標指標	現状値	指標値		
県土整備部所管発注工事におけるICT活用工事を中心としたデジタル技術を活用した工事件数の割合	4.2% (R4)	R6	R7	R8
		20%	50%	70%

(1) 指標値の算定式

指標値 (%) = デジタル技術を活用した工事件数 / 県土整備部所管発注工事件数
× 100

(2) 指標値算定の対象となるデジタル技術

- ① ICT 活用工事（全面活用、部分活用）、BIM/CIM 活用工事
- ② ①以外のデジタル技術を活用した工事

「生産性向上」、「効率化」、「安全性向上」等に関わるデジタル技術を活用した場合にカウントする。以下に対象となりうる技術を例示するが、例示は一例であり、建設現場の生産性向上や安全性向上に関わるデジタル技術の活用は広く認める（★）。

<例 示>

- ・自動追尾型 TS（杭ナビ等）等による三次元計測技術の活用（ICT活用工事以外の現場計測や丁張作業等における省力化）
- ・遠隔臨場の導入
- ・デジタル技術を活用した配筋検査
- ・クロス・リアリティ（xR）の活用（安全管理での活用や関係機関協議等での活用）
- ・顔認証システムを使った現場入退場管理
- ・自動・遠隔施工機械による施工
- ・人間拡張に係る技術の活用（パワーアシストスーツ等）

★なお、デジタル技術の活用には、受発注者は必ずその実施内容が分かる資料により協議を行い、施工計画書に反映させること。また、実施する技術が対象とすべきか疑義のある場合は建設企画課に照会すること。

※例示は一例であり、建設現場の生産性向上や安全性向上に関わるデジタル技術の活用は、広く認める方針。

※UAV による工事箇所全景写真撮影などは、デジタル技術の活用とは認めません。（直接的に生産性向上等に関わるものではないため。）

※情報共有システム（ASP）の利用は、既に広く導入されているため、一般化しているものとして対象外とします。

指標値算定の対象となるデジタル技術の取扱いの見直し

分類		総合評価	成績評定
I C T 活 用 工 事	全面活用 (5プロセス活用)	1点加点	2点加点
	部分活用 (2～4プロセス活用)	－	1点加点
	部分活用 (1プロセス活用)	－	1点加点
BIM/CIM活用工事		1点加点	2点加点
その他デジタル技術		－	－



総合評価
R06.07 改定

工事成績評定
R06.04 改定

総合評価	成績評定
2点加点	3点加点
1点加点	2点加点
－	2点加点
1点加点	1点加点
－	1点加点

2 メンテ DX

目標指標	現状値	指標値		
県土整備部が管理する県管理インフラ施設※の定期点検におけるデジタル技術の導入	0%	R 6	R 7	R 8
		40%	60%	80%

(1) 指標値の算定式

指標値 (%) = 定期点検導入項目数 / 5 項目※ × 100

※ 5 項目の内訳は「橋梁」「舗装」「道路法面」「ダム」「砂防施設」

3 行政 DX

目標指標	現状値	指標値		
公共工事の入札契約から納品までの一連の事務手続きにおけるデジタル化施策の実施率	20% (R 5)	R 6	R 7	R 8
		40%	60%	80%

(1) 指標値の算定式

指標値 (%) = 施策実施数 / 5 施策※ × 100

※ 5 施策の内訳は「競争入札参加資格審査の電子申請（建設工事、コンサル・材料）」
「履行保証・前払金保証の電子化」「総合評価落札方式における意見聴取の Web 化」
「建設業許可・経営事業審査の電子申請」「オンライン電子納品」

4 人材 DX

目標指標	現状値	指標値		
土木・総合土木職員における 3 次元 CAD に習熟した職員の割合	12.5% (R 5)	R 6	R 7	R 8
		20%	40%	70%

(1) 指標値の算定式

指標値 (%) = 3 次元 CAD 操作研修受講者数 / 実務担当者※ × 100

※ 県土木・総合土木職員のうち、技師級～主査級職員

1 目的

建設業界は、就業者数の減少や高齢化が急速に進み、人材不足が深刻化している。頻発する災害やインフラ老朽化に対応していくためには、「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性向上を図っていく必要がある。

その中でも特に建設現場での作業に多くの活用の可能性のあるICT施工について、導入が一層進むよう強力に推進する必要がある。ICT施工導入が進まない背景の一つに、施工に先立って行う必要のある「3次元測量」、「3次元設計」や施工完了後に行う「3次元出来形管理等」、「3次元データ納品」の実施方法が判らないことが大きな要因となっていると考えられる。そのため、ICT施工にチャレンジする企業を支援する体制・仕組みづくりを構築することにより、ICT活用工事の推進を図ることを目的とする。

II ICT施工の現状と課題

(1) ICT活用工事のプロセスと実施方法



建設会社は、測量・設計会社へ①3次元測量及び②3次元設計データ作成を依頼
※内製化されている建設会社を除く。

3次元データを活用した③ICT建設機械施工

建設会社は、測量・設計会社へ④3次元測量及び⑤3次元設計データ作成を依頼
※内製化されている建設会社を除く。

(2) 課題と解決に向けた方策

<課題>

- ・初めてICT施工に取組もうとした場合、3次元測量・設計の進め方や相談先、依頼先が判らない。(建設会社)
- ・3次元測量や3次元設計を実施するノウハウがあるのに、受注機会が少ない。(測量・設計会社)

・建設会社と測量・設計会社をマッチング
・異業種コラボレーションによりICTを推進！！

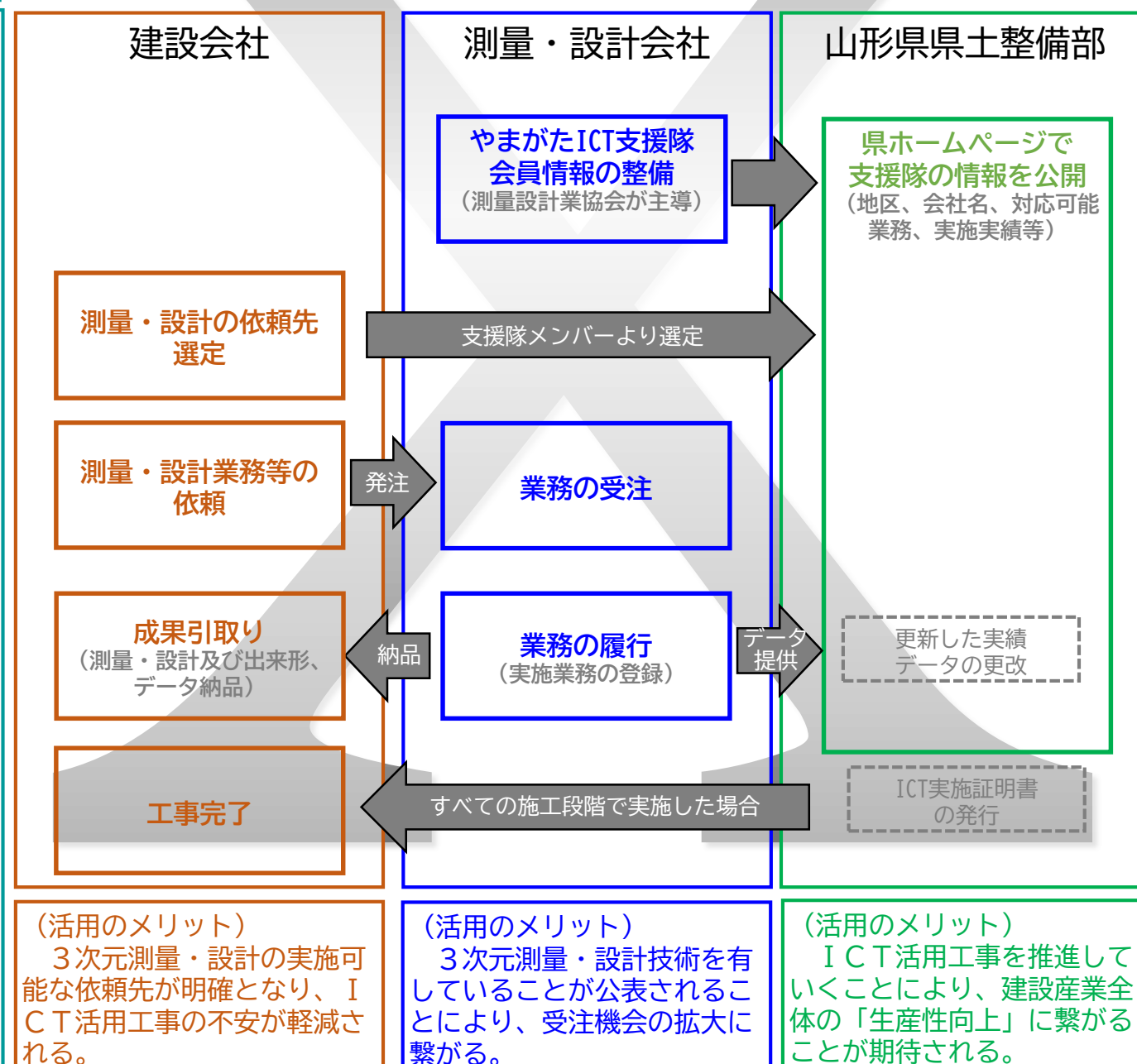
III 異業種コラボによるICTの推進

ICT施工に取組んでいこうとしている建設会社を支援するため、「3次元測量」、「3次元設計データ作成」の対応可能な測量・設計会社により「(仮称) やまがたICT支援隊」(以下、支援隊という)を組織し、建設会社をサポートする体制を整備する。

建設会社が3次元測量・設計等のノウハウを持つ支援隊メンバーに業務を依頼することにより、円滑にICTを導入することが可能となり、「生産性の向上」に寄与することが期待される。

また、測量・設計会社は、支援隊のメンバーとなることで、会社が持つ3次元測量・設計等に関するノウハウを提供する機会が増加し、受注機会の増加に繋がることが期待される。

(仮称) やまがたICT支援隊の活用(業務フロー)



やまがた I C T 支援隊制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建設現場における生産性向上、効率化を図るため、山形県県土整備部が発注する I C T 活用工事等について、I C T 活用の技術を持った企業等が、受注企業に対する技術支援を行う制度を定め、山形県内における I C T の活用促進を図ることを目的とする。

（やまがた I C T 支援隊）

第2条 やまがた I C T 支援隊（以下「支援隊」という。）は、山形県建設 D X 推進協議会（以下「協議会」という。）の認定制度である。

2 支援隊は、I C T 活用工事等を受注する企業からの依頼に基づき、実践的な技術支援（技術指導・技術相談・技術提供等）を行うものとする。

（支援隊の活動内容）

第3条 支援隊の活動内容は次のとおりとする。

- （1）I C T 等の情報通信技術・デジタル技術（以下「I C T 技術」という。）を建設生産・管理プロセス（調査設計、設計、施工、施工管理、）の全てまたは各段階で活用する際の地元企業等の依頼者ニーズに応じた技術支援
- （2）I C T 技術を活用する際に必要な手順の解説や効果的な活用方法の提案、留意事項に関する助言
- （3）依頼者が実施する研修・講習会等に対する協力

~~（支援依頼と事務の流れ）~~

~~第4条 支援隊への依頼と事務手続きは次のとおりとする。~~

- ~~（1）支援隊への依頼は、依頼者が技術支援を希望する支援隊員を山形県ホームページ上で公開される「やまがた I C T 支援隊員一覧」から選定し、依頼者が当該支援隊員に直接、支援依頼を行うものとする。（様式 4）~~
- ~~（2）依頼に基づく支援隊の活用に要する費用は、協議し決定するものとする。なお、電話やオンライン等による短時間の支援については無償を原則とする。~~
- ~~（3）支援隊員は、支援依頼があった場合には、依頼者や支援内容を記載した活動報告書を技術支援終了後、速やかに協議会宛て提出するものとする。（様式 5）~~
- ~~（4）支援隊員は、技術支援等において知り得た情報は適切に管理するものとする。~~
- ~~（5）支援隊員は、協議会への報告を除き、技術支援等において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供してはならない。~~

（支援隊の対象技術）

第~~5~~4条 支援隊が技術支援を行う技術は、別紙 1 に示す「やまがた I C T 支援隊対象技術一覧」を対象とする。

（支援隊員の認定）

第~~6~~5条 支援隊員は、公募し、協議会長が認定する。

2 協議会は、支援隊員にふさわしいと思われる I C T デジタル技術保有者を随時公募するものとする。

（支援隊の認定要件）

第~~7~~6条 支援隊員として認定の対象とする企業等は、**県内に本店を有し、かつ過去 5 年間に**次の各号にいずれかに該当する測量会社、建設コンサルタント会社、建設機械等リース・レンタル会社、ソフトウェア会社等の法人格とする。

- （1）応募する I C T 技術に関する東北地方整備局または東北 6 県・仙台市が発注する業務の実績**を持つ企業**（元請または下請）
- （2）応募する I C T 技術に関する技術指導や助言、普及・支援活動などの実績**を持つ企業**
- （3）応募する I C T 技術に関する講習会・研修・セミナー等における講師または技術的指導の実績**を持つ企業**
- （4）応募する I C T 技術に関する機材を保持している等、第 3 条（1）または（2）の支援を行う態勢を整えている企業
- （~~4~~5）東北みらい D X ・ i - Construction 連絡調整会議が認定する **I C T** サポーター企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、認定の対象としないものとする。

- （1）山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない者
- （2）山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- （3）暴力団排除条項の次のいずれにも該当する者

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（「以下「暴力団員等」とい

う。」であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

（申請）

第~~8~~7条 支援隊員の認定を受けようとする企業等は、申請者が技術支援の可能な第4条に規定する支援対象技術に応じて、次の各号における掲げる該当する様式を用いて当該技術に関わる実績または資格を確認できる必要書類等を別紙2に記載の協議会事務局に提出しなければならない。なお、（1）~~及び（4）~~は全ての申請者が提出を必須とし、（2）及び（3）は第~~7~~6条第1項（1）～（3）に示す認定要件によって必要となる様式等を選択し、提出するものとする。また、第6条第1項（4）により認定を申請する者は、（4）により支援態勢を整えていることを示す資料を提出するものとし、第6条第1項（5）により認定を申請する者は、（1）以外の資料の提出は不要とする。

（1）支援隊認定申請書（様式－1）

（2）支援隊活動実績報告書（過去の工事・業務等実績用）（様式－2）

（3）支援隊活動実績報告書（支援活動等実績または過去の講習会等実績用）（様式－3）

（4）その他、支援隊員の申請にあたって参考となる資料等（任意）

2 実績もしくは資格が確認できる資料は、支援隊員の認定を申請する支援対象技術別にそれぞれ提出するものとするが、1つの実績または資格で申請した複数の対象技術の確認ができる場合は、1つの実績または資格が確認できる資料の提出でもよいものとする。

~~3~~ 公募期間及び提出場所

- ~~（１）公募期間（提出期限）~~
~~——令和〇年〇月〇日（〇）——~~ ~~随時受付~~
- ~~（２）提出場所・問合せ先~~
~~——①山形県測量設計業協会——~~ ~~会員企業~~
~~——〒990-0024~~
~~——山形市あさひ町23-69~~
~~——（一社）山形県測量設計業協会~~
~~——E-mail: y-survey@theia.ocn.ne.jp~~
~~——②山形県測量設計業協会——~~ ~~会員企業以外~~
~~——〒990-8570~~
~~——山形市松波2-8-1~~
~~——県土整備部建設企画課——~~ ~~建設DX担当~~
~~——E-mail: ykenki@pref.yamagata.jp~~
- ~~（３）提出方法~~
~~——メールまたは郵送（書留に限る。）——~~

~~4.3~~ 申請にあたって提出された秘密情報等は、支援隊制度の目的以外には使用しないものとする。

（審査及び認定）

- 第~~9~~8条 支援隊員の申請があった場合、協議会事務局は第~~7~~6条の要件に適合するかどうかを審査するものとする。
- 2 協議会事務局は、申請書並びに、必要により申請者に対するヒアリングを実施し、申請者が第~~7~~6条の要件を満たしているか否かを審査するものとする。
- 3 協議会事務局は審査の結果、適当であると認められる者を支援隊員として選定し、協議会長に上申するものとする。
- 4 協議会長は、協議会事務局において選定された者を辞退の申出がある場合等を除き、支援隊員として認定するものとする。
- 5 協議会長は、支援隊員として認定するときは、第~~8~~7条の規定による申請を行った企業等の代表者に対し、その旨を認定通知書（様式-4）によりメールで通知し、不認定とするときは、当該申請を行った企業等の代表者に対し、その理由を付して、その旨を不認定通知書（様式-5）によりメールで通知するものとする。
- 6 協議会長は、前項に規定する認定又は不認定の通知をしたときは、協議会にその旨を報告するものとする。
- 7 協議会長は、認定した支援隊員の一覧を「やまがたICT支援隊員一覧」としてとりまとめ、山形県ホームページ上（県土整備部建設企画課）で公表するものとする。
- 8 「やまがたICT支援隊員一覧」には、支援隊員の会社情報及び支援対象技術、I

C T等支援実績を記載する。

(支援依頼と事務の流れ)

第9条 支援隊への依頼と事務手続きは次のとおりとする。

- (1) 支援隊への依頼は、依頼者が技術支援を希望する支援隊員を山形県ホームページ上で公開される「やまがたICT支援隊員一覧」から選定し、依頼者が当該支援隊員に直接、支援依頼を行うものとする。(様式ー6)
- (2) 依頼に基づく支援隊の活用に要する費用は、支援依頼者と支援隊員の間で協議し決定するものとする。なお、電話やオンライン等による短時間の支援については無償を原則とする。
- (3) 支援隊員は、支援依頼があった場合には、依頼者や支援内容を記載した活動報告書を技術支援終了後、速やかに協議会宛て提出するものとする。(様式ー7)
- (4) 支援隊員は、技術支援等において知り得た情報は適切に管理するものとする。
- (5) 支援隊員は、協議会への報告を除き、技術支援等において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供してはならない。

(認定期間)

第10条 支援隊員の認定期間は、認定された年度を含め3~~年~~か年とする。

(登録内容の変更)

第11条 支援隊員は、連絡先等登録事項に変更が生じた場合は、協議会事務局に報告しなければならない。

(認定の更新)

第12条 支援隊員は、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定の更新の申請を行うものとする。ただし、過去3年以内に支援隊活動の実績があった支援隊員は、辞退の申し出がない限り、再任するものとする。

(支援隊員の解任等)

第13条 協議会長は、辞退の申し出、認定を受けた支援隊員の申請時の提出書類に虚偽があったことが判明した時、その他支援隊員として適さない事情等がある場合は、任命期間にかかわらず、当該支援隊員を解任または活動を停止することができるものとする。

やまがた I C T 支援隊対象技術

(別紙 1)

区分	技術 No.	I C T 技術の名称
調査・測量・施工管理	1	I C T 施工（土工・護岸工・法面工・構造物工）におけるドローン（UAV）による空中写真測量を活用した 3 次元計測技術
	2	I C T 施工（土工・舗装工・護岸工・法面工・構造物工）における地上型レーザースキャナーを活用した 3 次元計測技術
	3	I C T 施工（土工・舗装工・護岸工・法面工・構造物工）における地上移動体搭載型レーザースキャナーを活用した 3 次元計測技術
	4	I C T 舗装工における建設機械搭載型レーザースキャナーを活用した 3 次元計測技術
	5	I C T 施工（土工・護岸工・構造物工）におけるドローン（UAV）搭載型レーザースキャナーを活用した 3 次元計測技術
	6	I C T 施工（土工・舗装工・法面工・トンネル工）における TS（ノンプリズム方式）を活用した 3 次元計測技術
	6 7	I C T 施工（土工・舗装工・護岸工・法面工）における TS 等光波方式を活用した 3 次元計測技術
	7	I C T 施工（土工・舗装工・護岸工・法面工・構造物工）における地上型レーザースキャナーを活用した 3 次元計測技術
	8	I C T 施工（土工・法面工）における RTK-GNSS を活用した 3 次元計測技術
	9	I C T 施工（河川浚渫工）における音響測深機器を活用した 3 次元計測技術
	10	I C T 施工（土工・路面切削工・河川浚渫工・地盤改良工）における施工履歴データを活用した 3 次元計測技術
	11	I C T 土工（小規模施工）におけるモバイル端末を活用した出来形管理
	12	I C T 施工における TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理技術
	13	I C T 路盤工における加速度応答による締固め管理技術
	14	ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた出来高管理
	15	地上写真測量（動画撮影型）を用いた出来高管理
	16	Web 会議システムや ASP、ウェアラブルカメラ等を活用した遠隔臨場
	17	画像処理技術を活用した配筋検査技術
施工	18	I C T 建設機械（マシンガイダンス・マシンコントロール技術）
	19	I C T 土工（小規模施工）における GNSS や自動追尾型 TS を活用した小型 MG バックホウ
	20	遠隔操作式建設機械による無人化施工
	21	パワーアシストスーツを活用した建設施工
設計	18 22	BIM/CIM（3 次元モデリング）
	19 23	関係者間協議への xR（VR/AR/MR）技術の活用
	20 24	I C T 建機施工用の 3 次元設計データ作成
	21 25	BIM/CIM ソフトウェアの活用方法
その他	22 26	I C T 施工に関する総合的な施工計画
	23 27	I C T 施工の研修・講習会の講師
	24 28	BIM/CIM 活用の研修・講習会の講師

やまがた I C T 支援隊認定申請先

(別紙 2)

公募期間 (提出期限)	令和〇年〇月〇日 (〇) ~ 随時受付
提出場所・問合せ先	①山形県測量設計業協会 会員企業 〒990-0024 山形市あさひ町 23-69 (一社) 山形県測量設計業協会 E-mail : y-survey@theia.ocn.ne.jp
	②山形県測量設計業協会 会員企業以外 〒990-8570 山形市松波 2-8-1 県土整備部建設企画課 建設 D X 推進担当 E-mail : ykenki@pref.yamagata.jp
提出方法	メールまたは郵送 (書留に限る。)

(様式－１)

やまがた ICT 支援隊認定申請書

山形県建設 DX 推進協議会長 殿

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

やまがた ICT 支援隊認定制度実施要綱第98条第54項の規定による支援隊員の認定を受けたいので、同要綱第87条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

問 い 合 わ せ 先	名 称	
	住 所	
	連 絡 先	電話： FAX： E-mail：
	担 当 者	担当者： 部 署：

以下に該当しないことを確認しチェックしてください。	確認欄
山形県財務規則第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者	☐
山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者	☐
暴力団排除条項のいずれかに該当する者	☐
会社更生法の規定による更生手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てをした者若しくは申し立てをなされた者	☐

やまがた ICT 支援隊 登録内容（１／２）

相談方法	☐ 対 面 ☐ 電話相談 ☐ オンラインまたは SNS による相談 ☐ その他
企業・団体名	
支援対象技術	☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） ☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） ☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） ☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） ☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） ☐ （技術No. ：アイテムを選択してください。） <記載例> ✓ ICT 施工（土工・護岸工・法面工・構造物工）におけるドローン（UAV）による空中写真測量を活用した３次元計測技術 （技術No. 1 ：◎） ※複数選択可

※対象技術の印 ◎：実績のある技術

○：実績はないが支援する態勢が整っている技術

やまがた ICT 支援隊 登録内容（2 / 2）

連絡先 1	担 当 者 名	（支援依頼の受付担当者名を記載ください。）
	電 話 番 号	（内線 ）
	メールアドレス	
	住 所	
連絡先 2	担 当 者 名	（支援依頼の受付担当者名を記載ください。）
	電 話 番 号	（内線 ）
	メールアドレス	
	住 所	
支 援 内 容 P R		※申請者の技術支援に関する PR を記載ください。 （300 字以内）
企業等ホームページ		

※「やまがた ICT 支援隊登録内容」に記載された内容は、山形県建設 DX 推進協議会（山形県建設企画課）ホームページ内で公表いたします。

- ・ 支援対象技術は、技術支援が可能な技術全てを記述してください。
- ・ 連絡先として担当者を複数設ける場合には、該当する担当者名を全て記載してください。
- ・ 支援内容 P R には、「具体的な支援の内容」「共有できる知識・経験」の技術的内容や「支援を検討されている方へのメッセージ」などを記載してください。

(様式－２)

やまがた ICT 支援隊活動実績報告書
(過去の工事・業務等実績)

業務・工事概要	業務・工事名	
	発注機関名	
	受注者名	
	元請・下請	
	技術活用範囲	※当該工事において認定を申請するサポート対象技術を活用している範囲・項目等を記載ください。
	施工場所	
	最終契約額	
	履行期限	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
工事又は業務内容		※当該実績において認定を申請するサポート対象技術が含まれていることが具体的にわかるように記載してください。 (記載例) ICT 土工において、UAV による 3 次元起工測量と 3 次元設計に関する業務を実施した。3 次元測量及び設計に関する支援が可能です。
TECRIS・CORINS への登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

参考：添付資料

(実績を証明するための参考となる資料等がある場合は添付願います。)

- ・TECRIS、CORINS に登録されている内容で実績が証明できる場合には登録番号を記載してください。
- ・TECRIS、CORINS に登録されている内容で実績が証明できない場合は、工事又は業務の実績が確認できる書面（工事又は業務の実績が確認できる契約書類、業務計画書等）の写しを添付してください。また、書面については当該箇所の抜粋でも良いものとします。

(様式－３)

やまがた ICT 支援隊活動実績報告書
(支援活動実績または過去の講習会等実績)

(１) 支援活動実績

支援活動実績	業 務 ・ 工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	支 援 企 業 名	
	技 術 活 用 範 囲	※当該工事・業務において認定を申請する支援対象技術を活用している範囲・項目等を記載ください。
	施 工 場 所	
	履 行 期 限	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
支援活動内容		※当該実績において認定を申請するサポート対象技術が含まれていることが具体的にわかるように記載してください。 (記載例) ICT 土工において、UAV による 3 次元起工測量と 3 次元設計に関する業務を実施した。3 次元測量及び設計に関する支援が可能です。

参考：添付資料

(実績を証明するための参考となる資料等がある場合は添付願います。)

(2) 講習会等実績

講習会等の活動実績	講習会等名称	
	主催団体名称	
	技術活用範囲	※当該講習会等における認定を申請する支援対象技術の説明範囲・項目等を記載ください。
	開催場所	
	開催日時	令和 年 月 日
講習会等の活動内容		※当該実績において認定を申請するサポート対象技術が含まれていることが具体的にわかるように記載してください。 (記載例) ICT 土工において、UAV による 3 次元起工測量と 3 次元設計に関する業務を実施した。3 次元測量及び設計に関する支援が可能です。

参考：添付資料

(実績を証明するための参考となる資料等がある場合は添付願います。)

- ・講習会等において講師として技術的な説明・デモンストレーション等を実施した内容を記載ください。

(様式一6-4)

やまがた ICT 支援隊 認定通知書

申 請 者 殿

令和 年 月 日
山形県建設 DX 推進協議会長

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった、やまがた ICT 支援隊認定申請について、認定します。

(様式-75)

やまがた ICT 支援隊 不認定通知書

申 請 者 殿

令和 年 月 日
山形県建設 DX 推進協議会長

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった、やまがた ICT 支援隊認定申請について、下記の理由により認定しない。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に山形県建設 DX 推進協議会長に対して、異議申し立てをすることができる。

記

理由

- 1 やまがた ICT 支援隊制度実施要綱第 6 第 1 項に規定する認定要件を満たしていないため。
- 2 やまがた ICT 支援隊制度実施要綱第 6 第 2 項第〇号に該当しているため。

(様式-46)

やまがた ICT 支援隊支援依頼書

令和 年 月 日

やまがた ICT 支援隊
(株) ○○ □□ 様

会 社 名
代表者氏名

やまがた ICT 支援隊制度を活用したく、下記の技術支援を依頼いたします。

記

支 援 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 援 場 所	例) ○○建設会議室 (山形県○○市○○)
支 援 方 法	☐ 対 面 ☐ Web 会議システムによる相談 ☐ その他 ()
支 援 技 術	(技術No.) ※支援対象技術番号を記載
支 援 の 形 態	☐ 技術指導・助言 ☐ 普及・支援活動 (対象者数: 名) ☐ 講習会・研修・セミナー (対象者数: 名) ☐ その他 ()
支 援 依 頼 内 容 (予 定)	
備 考	

※電話等による短時間の支援については、作成不要。

(様式-57)

やまがた ICT 支援隊活動報告書

支 援 隊 員 名	(株) ○○ (担当者) (連絡先)
依 頼 者	(株) ○○ (担当者) (連絡先)
受 付 日	令和 年 月 日
支 援 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 援 場 所	例) ○○建設会議室 (山形県○○市○○)
支 援 方 法	☐ 対 面 ☐ 電話対応 ☐ メール対応 ☐ Web 会議システムによる相談 ☐ その他 ()
支 援 技 術	(技術No.) ※支援対象技術番号を記載
支 援 の 形 態	☐ 技術指導・助言 ☐ 普及・支援活動 (対象者数: 名) ☐ 講習会・研修・セミナー (対象者数: 名) ☐ その他 ()
支 援 依 頼 内 容	【対象者】 例) ○○建設勉強会 (社員○名、関連会社○名) 【使用設備・機材等】 例) PC、TS、UAV . . . 【支援概要】 ※支援した内容について、概要を記載ください。 ※補足資料があれば、添付してください。
【 参 考 】 支援に要した費用	円 (税込み)

※電話等による短期間の支援については作成不要。

やまがたICT支援隊員一覧

[illegible]

令和6年度 DX関係研修実施計画

[illegible]